

はじめに

1 背景

- 国では、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が喫緊の課題となる中、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で取り組んでいくことのできる仕組みづくりの整備のため、平成30年に文化財保護法（昭和25年法律第214号）を改正し、文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定が制度化された。
- 川崎市では、平成29年に人口が150万人を突破し、新しい市民が増え、転入者の約7割が20代～30代と若い世代となっている。また、令和6年7月には、市制100周年を迎えることを機に、更に多くの市民に、川崎市の歴史文化を広く理解し、まちに愛着を持ってもらえるような取組が求められている。

2 計画策定の趣旨

- 本計画は、市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、市域の歴史文化の特徴を整理してわかりやすく示し、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とする。
- 計画期間が満了する「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえながら、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき策定し、本市の新たな文化財の保存と活用に関する取組を位置付けた計画とする。
- このため、個々の文化財の所在状況や管理状況等の現状把握と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画（取組）を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組を進めていく。

本市におけるこれまでの主な文化財保護の取組

- 昭和34年8月 川崎市文化財保護条例制定
- 平成20年8月 川崎市文化芸術振興計画策定
- 平成26年3月 川崎市文化財保護活用計画策定
- 平成27年3月 橘樹官衙遺跡群が市内初の国史跡に指定
- 平成29年12月 川崎市地域文化財顕彰制度創設

計画策定の経過（令和4年度～令和5年度）

- 川崎市文化財審議会（4回）、川崎市社会教育委員会議（4回）
- 川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会（4回） ※有識者、文化財所有者・管理者、関係団体、市民、博物館等
- 市民アンケート（令和4年9月15日～11月30日）
- 市民説明会（令和5年1月18日）
- 川崎市文化財保護活用計画推進会議（庁内調整：5回）

5 文化財について

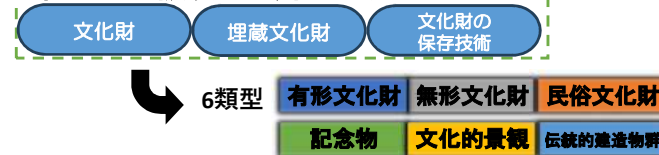
【本計画で扱う文化財】

- ・文化財保護法第2条の「文化財」（6類型で規定）
- ・文化財保護法第92条の「埋蔵文化財」
- ・文化財保護法第147条の「文化財の保存技術」

【文化財の保護制度】

- ・文化財保護法で規定 例：国宝、史跡
 - ・神奈川県文化財保護条例で規定 例：県指定重要文化財
 - ・川崎市文化財保護条例で規定 例：市重要歴史記念物
 - ・川崎市地域文化財顕彰制度で決定 例：地域文化財
- ※上記に含まれない未指定の文化財も本計画の対象

本計画で扱う文化財（未指定を含む）



6 文化財の保存と活用とは

【文化財の保存】：主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること

具体的には、適切な保管環境下で良好な保存状態を維持すること、適切な保存修理を行うこと、文化財そのものの保存が困難な場合は調査を行い記録保存すること 等

【文化財の活用】：主に、文化財としての価値を市民と共有し、文化財に親しめるようにすること

具体的には、様々な方法で情報発信を行い文化財の価値を広く周知すること、文化財の整備や展示を行い、その価値を伝えること 等

計画の構成

- ※国の指針に沿って構成
- ※※網かけ部分は本計画の主要部分

はじめに

- 第1章 川崎市の概要
- 第2章 川崎市の文化財の概要
- 第3章 川崎市の歴史文化の特徴
- 第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組
- 第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組
- 第6章 文化財の保存・活用の推進体制等

文化庁への認定申請

- 市として計画策定後、令和6年4月に文化庁長官へ計画の認定申請予定

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

【第1章】川崎市の概要

川崎市は、東西約31km、南北約19kmで、面積約144.35km²の市域北西部の多摩丘陵を除いて比較的平坦な地域で、令和6年2月現在、人口は約154万人となっている。

また、本市は、大正13年に誕生してから、多摩川に沿って隣接する町村を編入しながら拡大し、政令指定都市移行後に設置した区ごとに成り立ちや特徴がある。

【第2章】川崎市の文化財の概要

指定・登録等文化財、川崎市地域文化財、未指定文化財の件数は次のとおりである。

種別	指定・登録等文化財				川崎市地域文化財	未指定文化財
	国	県	市	計		
有形文化財	22	17	102	141	115	17,634
無形文化財	0	0	—	0	1	0
民俗文化財	1	5	12	18	110	6,710
記念物	3	6	2	11	14	664
文化的景観	0	—	—	—	0	0
伝統的建造物群	0	—	—	—	0	0
その他（産業遺産）	—	—	—	—	—	163
合計	26	28	116	170	240	25,171

【文化財の件数 令和6年1月現在】 ※文化財の保存技術は0件

【第3章】川崎市の歴史文化の特徴

市域の歴史や文化を整理し、その5つの特徴は次のとおりである。

- (1) 丘陵で営まれた暮らし
- (2) 水辺に育まれた地域
- (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術
- (4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちと賑わい
- (5) 日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市

【第4章】文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

これまでの取組と課題を「川崎市文化財保護活用計画」の5つの方針に沿って整理すると次のとおりである。

(1)文化財把握の方針

これまでの主な取組	・指定文化財の保存状況調査や、古文書所在調査など 各種調査を実施 ・川崎市埋蔵文化財年報等で 調査研究の成果を公表
主な課題	・把握した文化財の統一的な様式による データベースの構築 に至っていない。 ・指定等文化財所在地と 災害関係情報との照合 がなされていない。 ・埋蔵文化財の 整理作業や調査報告書の刊行 に時間を要している。

(2)文化財の保護活用の基本的な方針

これまでの主な取組	・計画的な文化財の 指定・登録 を進め、平成26年度以降、国指定史跡1件、国登録文化財3件、市指定6件を指定・登録 ・平成29年度に「 川崎市地域文化財顕彰制度 」を創設し、これまで240件を決定 ・学校での 出前授業 や市民活動団体の要望に応じた職員による講演などを実施 ・所有者等との調整を行い、 文化財の適切な修理を実施 （平成26年度以降16件） ・指定文化財等 現地特別公開の実施 や、川崎市民俗芸能保存協会と共催による 川崎市民俗芸能発表会 等で文化財の公開を実施 ・無形民俗文化財・無形文化財（乙女文楽）の普及啓発・情報発信等の実施
主な課題	・地域文化財決定後の 活用が不十分 なことから、積極的な活用の検討が必要である。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に 民俗芸能分野では、活動の縮小や担い手不足が顕著 となり、資金確保を含め、活動の継続に向けた取組が重要となっている。

(3)文化財の保護活用を推進するための体制整備

これまでの主な取組	・庁内で検討委員会を設置し、 文化財・博物館専門職員のあり方の検討 を行い、その議論を踏まえ日本民家園・青少年科学館に学芸員を配置 ・平成28年度に、教育委員会が実施する養成講座を修了した方を「 川崎市文化財ボランティア 」として登録する 仕組みを整備、活用事業や調査を実施 ・「(仮称)川崎市文化財保護基金」については検討を行ったが、目的に応じてより柔軟な運用が可能な、 ふるさと納税やクラウドファンディングの仕組みを活用
主な課題	・文化財ボランティアや史跡保存会等について、メンバーの高齢化や固定化がみられるため、 新たな担い手の確保が必要 となっている。 ・川崎市市民ミュージアムの被災資料のレスキュー活動を進めているが、その処置には 長い時間がかかる ことが予想されている。 ・埋蔵文化財は暫定的に市有施設に分散して収蔵しているが、 適切な保存管理と活用 ができる 収蔵施設の整備が必要 となっている。

(4)個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方

これまでの主な取組	・平成27年に橋樹官衙遺跡群が国史跡に指定され、「 国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 」、「 国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画 」を策定 ・日本民家園運営基本方針の策定を検討(令和5年度完成予定)
主な課題	・国史跡橋樹官衙遺跡群は、「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定時より史跡指定地が増加しており、 公有地化の方針・方法の再検討等が必要 になっている。 ・また、遺跡群の調査の進展に伴い、 史跡整備計画の内容と遺跡群の実態が合わない部分が出てきており 、「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」の改定が必要になっている。

(5)関連文化財群/歴史文化保存活用区域の考え方

これまでの主な取組	・橋樹官衙遺跡群周辺の文化財群は、史跡めぐりなど 地域的なまとまりとして活用
主な課題	・事例として掲げたが、 具体的なテーマや地域を設定し活用を進めるには至らなかった 。

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

【第5章】文化財の保存・活用に関する方針と取組

1 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

(1) 基本理念と施策の方向性、基本方針

本計画の基本理念及び施策の方向性は、「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念及び方向性を継承して、次のとおりとする。また、施策の方向性をもとに取組を展開するため、4つの基本方針を設定する。

基本理念 文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり

文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して生まれ、継承されてきた地域のたからである。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。文化財を保存・活用することを通じて、地域の人と人がつながり、共に学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与する。

【3つの施策の方向性】

施策の方向性①

文化財の価値の共有と継承

文化財を市民共有の財産として、長く将来にわたって守り伝えるため、その価値を市民と共有し継承する。

施策の方向性②

文化財の魅力を生かした地域づくり

市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域資源として魅力あるまちづくりに生かす。

施策の方向性③

文化財をみんなで支える仕組みづくり

行政や関係機関とともに、市民や市民団体等の幅広い参加による保存・活用のための仕組みを作る。

【4つの基本方針】

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

(3) 文化財の普及と活用の推進

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

2 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び個別の取組方針

第4章で示した、これまでの取組と課題を踏まえつつ、基本方針ごとに現状と課題を整理し、個別の取組方針を設定すると次のとおりである。

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

主な課題	市域の文化財を適切に保存・活用するためには、文化財の現状や価値を適切に把握することが必要
個別の取組方針	(1)-1: 文化財の適切な現状把握 (1)-2: 文化財調査情報の適切な管理 (1)-3: 文化財の価値を明らかにするための調査・研究

(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

主な課題	文化財を将来にわたって保存・継承するためには、その価値を共有し、有形文化財については適切に保存修理につなげること、無形文化財や無形民俗文化財については、継承活動への支援や後継者の育成が急務
個別の取組方針	(2)-1: 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰 (2)-2: 保存活用計画や整備計画の策定と運用 (2)-3: 有形文化財の保存修理 (2)-4: 無形文化財・無形民俗文化財の継承 (2)-5: 記念物の整備・維持管理 (2)-6: 埋蔵文化財の保護 (2)-7: 防災対策の実施・防災力の向上 (2)-8: 災害・事故発生時の迅速な対応

(3) 文化財の普及と活用の推進

主な課題	積極的な情報発信や学校教育、生涯学習等で文化財の活用を進めることが必要
個別の取組方針	(3)-1: 文化財に関する広報活動 (3)-2: 文化財を活用した学校教育・生涯学習 (3)-3: 文化財の計画的な公開による普及啓発 (3)-4: 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

主な課題	文化財所有者や行政のみならず、多様な関係者の参画と連携が必要
個別の取組方針	(4)-1: 文化財所有者・管理者への支援 (4)-2: 市民参加型の保存・活用体制の構築 (4)-3: 市の役割 (4)-4: 文化財保護拠点の運営 (4)-5: 市内関係部局及び県・他市町村等との連携

3 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定 【5ページ参照】

市の事業だけではなく、市民が身近な文化財を主体的に保存・活用し、地域づくりに生かしていくことを支援し、地域への興味や愛着を深めることにつなげるため、**市域の歴史文化の特徴を表す多様な文化財を、共通の背景や文脈をもつストーリーやテーマでまとめ、市域の歴史文化をひもどく重要な手がかりとして設定**（「(3)-4: 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」として設定）

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

4 文化財の保存・活用に関する取組

前節までに設定した、施策の方向性、基本方針及び個別の取組方針ごとに、具体的な取組を位置付ける。

◆重点事業 ●新規事業

基本理念	文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり			
施策の方向性	①文化財の価値の共有と継承	②文化財の魅力を生かした地域づくり	③文化財をみんなで支える仕組みづくり	
基本方針	(1)文化財の現状把握・調査・研究の強化	(2)文化財の確実な保存・継承・修理・整備	(3)文化財の普及と活用の推進	(4)文化財の保存・活用の担い手の育成
個別の取組方針	(1)-1:文化財の適切な現状把握 (1)-2:文化財調査情報の適切な管理 (1)-3:文化財の価値を明らかにするための調査・研究	(2)-1:文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰 (2)-2:保存活用計画や整備計画の策定と運用 (2)-3:有形文化財の保存修理 (2)-4:無形文化財・無形民俗文化財の継承 (2)-5:記念物の整備・維持管理 (2)-6:埋蔵文化財の保護 (2)-7:防災対策の実施・防災力の向上 (2)-8:災害・事故発生時の迅速な対応	(3)-1:文化財に関する広報活動 (3)-2:文化財を活用した学校教育・生涯学習 (3)-3:文化財の計画的な公開による普及啓発 (3)-4:地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進	(4)-1:文化財所有者・管理者への支援 (4)-2:市民参加型の保存・活用体制の構築 (4)-3:市の役割 (4)-4:文化財保護拠点の運営 (4)-5:市内関係部局及び県・他市町村等との連携
主な取組	石造物の追跡調査 ●民俗資料所在調査の実施 ◆「川崎市地域文化財顕彰制度」による未指定文化財の把握 ●近現代文化財の把握 文化財データベースの構築及びデジタル化考古資料の台帳整備 ◆国史跡橋樹官衙遺跡群の調査 指定等候補物件の調査	計画的な文化財の指定・地域文化財の顕彰 ◆国史跡橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進 ◆日本民家園の展示古民家の耐震化・屋根葺き替え工事 市民ミュージアムにおける被災収蔵品の修復等 川崎市民俗芸能発表会の運営支援 乙女文楽の継承の支援 史跡保存会と協働した市内史跡の日常管理 国史跡橋樹官衙遺跡群用地の維持管理 埋蔵文化財の記録保存 未刊行の発掘調査報告書の刊行 ●GISシステムを利用した文化財所有者・管理者との被災想定との共有 ●文化財所有者・管理者のための被災時初動マニュアルの整備 ●スマートフォン等デジタル技術を活用した被災情報の把握手段の整備の検討	文化財解説板の設置・更新 SNSやメディア、地図情報などデジタル技術を活用した文化財情報の発信 文化財の活用に関する相談受付 区役所・社会教育事業との連携強化 指定文化財等現地特別公開事業の実施 無形文化財・無形民俗文化財の公開・発信の支援 橋樹官衙遺跡群発掘調査現地見学会実施 ●関連文化財群・文化財保存活用区域と具体的な取組の設定	指定文化財・史跡指定地の管理支援 適切な保存・活用への助言 文化財ボランティア登録制度の運用 ●デジタル技術を活用した市民参加の文化財情報収集・公開の仕組みづくりの検討 職員の研修機会の確保 ●庁内関係職員向け研修実施 大学や専門機関との連携強化 ●民間博物館との連携 ●埋蔵文化財の適切な保存管理 川崎市文化財保護活用計画推進会議による 庁内連携の強化 他市町村や市外博物館との連携
	「主な取組」は「個別の取組方針」ごとに記載			

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

【第6章】文化財の保存・活用の推進体制等

1 本市の推進体制

本計画の推進に当たっては、文化財保護主管課を中心に、庁内関係部局や市関連団体、市民や教育・研究機関、企業等と連携していく。

2 計画の進行管理と評価

本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCAサイクルを確立していく。PDCAサイクルの運用にあつては、文化財の保存・活用の方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かしていく。

また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図る。

基本方針	指標	参考値 R4(2022)	目標値 ※1 R7(2025)	目標値 R15(2033)
(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の現状把握調査実施件数	41件	—	50件以上/年
(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	382件 (累計)	470件以上 (累計)	700件以上 (累計)
(3) 文化財の普及と活用の推進	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数	496人	400人以上	560人以上
(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した事業日数	28日	25日以上	42日以上

※1 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025)年度の目標値を記載している。

【指標の説明】

- 基本方針(1) 職員や文化財調査員による定期的な保存状況を把握する調査の実施件数
(出典:川崎市教育委員会調べ)
- 基本方針(2) 従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加
(出典:川崎市教育委員会調べ)
- 基本方針(3) 橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数
(出典:川崎市教育委員会調べ)
- 基本方針(4) 文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数
(出典:川崎市教育委員会調べ)

【参考】

第5章 3 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定の具体的内容

「(3)-4:地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」として設定

〔関連文化財群〕

関連文化財群①「二ヶ領用水と地域開発」

徳川家康が小泉次太夫に命じて作らせた二ヶ領用水は、小学校の授業でも地域学習の素材として取り上げられ、市民に広く親しまれている。

【構成する主な文化財】
二ヶ領用水、小泉橋遺構



久地円筒分水

関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」

多摩川下流域を中心に進出した近代工場は、昭和10年代に増加の一途をたどり、川崎は、日本の経済を牽引する工業都市へと変貌した。

【構成する主な文化財】
沖縄民俗芸能、石井泰助顕徳碑



川崎河港水門

関連文化財群③「橘樹郡の成立」

橘樹官衙遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどるとこのできる貴重な遺跡

【構成する主な文化財】
橘樹郡家跡、馬絹古墳



橘樹郡家跡

関連文化財群④「つわものどもの夢のあと」

鎌倉時代から戦国時代にかけて、列島規模の争乱と東国の権力闘争に巻き込まれて地域の支配が変化の様子が残されている。

【構成する主な文化財】
枳形城、木造稲毛重成坐像



関東下知状

関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」

江戸時代後期には、川崎大師の「厄除け」への信仰が急速に広まり、庶民から將軍家まで広く信仰を集めた。

【構成する主な文化財】
六字名号塔、京浜急行発祥の地碑



川崎大師平間寺

関連文化財群⑥「いまに生きる願掛けとご利益」

市域では暮らしが営まれるなかで、様々な願掛けをし、神仏の御利益を期待してきた。

【構成する主な文化財】
麻生不動院のだるま市、大山灯籠



南河原雨乞い獅子頭

〔文化財保存活用区域〕

文化財保存活用区域① 「日本民家園と里山の風景」

生田緑地周辺は、緑豊かな里山風景を生かした日本民家園や周辺の文化財等とあわせ、伝統的な生活文化に触れることができる。

【構成する主な文化財】
日本民家園、初山の獅子舞



日本民家園

文化財保存活用区域②「加瀬山」

幸区に加瀬山には縄文時代から現代までの歴史が連続と刻まれている。

【構成する主な文化財】
秋草文壺、加瀬台古墳群



加瀬台古墳群9号墳